事 務 連 絡 令和6年3月15日

都内高齢者施設管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の 医療提供体制等に関する東京都の対応について

日頃より、都の医療施策及び感染症対策に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月5日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等から都道府 県宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公 費支援等について」が発出され、新型コロナウイルス感染症への対応については、本年3月 末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、令和6年4月以降、通常の医療 提供体制とすることが通知されました。

本事務連絡に基づき、都における令和6年4月以降の外来・入院医療体制等について、下 記のとおりまとめましたので、お知らせします。

引き続き、感染症対策に御協力くださいますようお願いいたします。

次頁以降のとおりとする、なお、目次は以下のとおりである。

目岁	欠																					
I	新型	コロナウ・	イルス!	感染症	の都に	内患	旨発	生物	犬況	に	つい	て		•	•		•	•	•	•	• 3	
П	新型:	コロナウ・	イルス!	感染症	患者の	の積極	亟的:	疫学	卢調	査	及び	ぞ	れに	こ伴	ょう	検:	査(_	つし	,17	7	
															•		•	•	•	•	• 3	
Ш	医療	是供体制	訓・都カ	で設置で	する施	設の	運営	:につ	つい	て												
1		ST につい	_																		_	
2	2 外羽	医療体	制につ	いて・		• •				•		•		•	•		•	•	•	•	• 4	
3		記患者の																				
4	1 高歯	冷者等医?	療支援	型施設	につい	て・	• •			•		•		•	•	• •	•	•	•	•	• 4	
IV	都民[句け相談	炎窓口·	・自宅を	寮養支	援の	取糺	且に	つし	て												
1	l 東京	京都新型	コロナ	相談セ	ンター	及び	医療	機関	案区	勺に	つい	って	•	•	•		•	•	•	•	• 4	
2	2 都立	立病院の	コロナ	後遺症	相談窓	ロに	つい.	て		•		•		•	•		•	•	•	•	• 5	
3	高幽	冷者施設	に対す	る医療	体制強	化事	業に、	つい	て	•		•		•	•		•	•	•	•	• 6	
4	4 感染	於症専用	相談窓	口及び	即応支	援チ・	ーム	の派	遣し	こつ	117			•	•		•	•	•	•	• 6	
٧	施設(の職員に	対する	5集中	的検査	こう	いて	.		•		•		•	•		•	•	•	•	• 6	
VI	ワクチ	ン接種	につい	て・			• • •			•		•		•	•		•	•		•	• 7	
VII	治療	薬及びノ	、院医:	療費に	かかる	5公費	支拉	爰に	つし	ハて			•	•	•		•	•	•		• 7	
担当	当者及	び連絡	先・・							•				•			•			•	• 7	

新型コロナウイルス感染症の患者発生状況について

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)に関する都内の患者発生状況については、引き続き東京都感染症発生動向調査事業実施要綱第4の2に基づき指定された定点医療機関から週単位で報告を受け、集計結果はホームページで公表します。

|| 新型コロナウイルス感染症患者の積極的疫学調査及びそれに伴う検査について

昨年10月以降についても、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査については、保健所が公衆衛生上必要と認めた場合は、引き続き行政検査として取り扱ってきたところですが、当該取扱いは本年3月末で終了となります。

なお、施設からの集団発生報告等を受け、保健所が積極的疫学調査を行う中で、ウイルスの型を特定する必要がある場合には、施設に対して保健所から御相談する場合があります。

Ⅲ 医療提供体制・都が設置する施設の運営について

1 MIST について

都では、新型コロナ陽性者の管理や、患者の入院・入所調整等を行うシステムとして、令和3年3月より、「東京都新型コロナウイルス感染者情報システム」(以下「MIST」という。)を活用してきました。MISTでは、病院側で使用する「東京都新型コロナ病院ポータル」(以下「病院ポータル」という。)の機能や、5類移行後には、医療機関間での入院調整を円滑に進めるため、医療機関が病院等の空床情報を検索する「東京都新型コロナ入院調整ポータル」の機能を追加し運用を行ってきたところです。

現行の MIST の運用については、通常の医療提供体制への移行期間の終了に伴い、本年3月末をもって終了します。各機能の停止については、以下のとおりです。

(1) 高齢者等医療支援型施設への入所調整依頼機能の停止

高齢者等医療支援型施設の閉所に伴い、直接施設への入所調整ができる高齢者等医療支援型施設入所調整依頼フォームを令和6年3月18日(月曜日)正午に停止します。

(2) 受入可能な病床数の共有機能の停止

医療機関間で入院調整を行う際に、都内の病院における受入可能な病床数等について、外来対応医療機関が把握できる機能として活用いただいている病床検索機能については、令和6年3月31日(日曜日)午後5時に停止します。

2 外来医療体制について

外来対応医療機関の指定・公表の仕組みは 本年3月末をもって終了します。本年4 月以降は、広く一般的な医療機関において、新型コロナの診療に対応する通常の医療提 供体制となります。

3 入院患者の受入体制について

新型コロナに係る入院医療体制については、本年3月末までの「移行計画」等に基づき、 確保病床によらない形での入院患者の受入れを進めてきました。

本年4月以降は、中等症II・重症患者も含めて全ての新型コロナ患者を確保病床によらず受け入れる通常の医療提供体制となります。

また、入院先の決定(入院調整)については、令和5年5月8日以降、他の疾患と同様に入院の要否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行しています。

4 高齢者等医療支援型施設について

高齢者等医療支援型施設は、本年3月末をもって運営を終了します。詳細は次のとおりです。

(1) 新規受入れの受付終了

令和6年3月18日 (月曜日) 正午 ※渋谷は新規受入れ終了済

(2) 閉所

令和6年3月31日(日曜日)午後5時

※渋谷は令和6年3月15日(金曜日)午後5時

※上記日時までに退所できない場合は、病院等への転院調整を行います。

Ⅳ 都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について

1 東京都新型コロナ相談センター及び医療機関案内について

東京都新型コロナ相談センターにおける相談受付は、令和6年3月31日(日曜日)午 後11時59分をもって終了します。

厚生労働省においては、令和6年4月以降も引き続き新型コロナ患者等に関する相談 窓口を設ける予定です。

<新型コロナウイルス感染症電話相談窓口>

電話: 0 1 2 0 - 5 6 5 6 5 3

医療機関の案内や救急の相談等については、他の疾病と同様、医療情報ネット及び医療機関案内サービス「ひまわり」、東京消防庁救急相談センター(#7119)、子供の健康相談室(#8000)等が対応します。

<都で実施する医療機関案内及び救急の相談等>

- 都で実施する医療機関案内サービス
 - (1) オンライン医療機関検索「医療情報ネット」 https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize ※URL は令和6年4月1日から有効になります。
 - (2) 医療機関案内サービス「ひまわり」

ア 電話案内

電話: 03-5272-0303

受付時間:毎日24時間

コンピュータがお問い合わせ時間に診療を行っている医療機関を音声・ファクシミリで御案内します。

ファクシミリでの御案内はファクシミリ機能付き電話機に対応しています。音 声のアナウンスに従ってダイアル又はプッシュボタンを操作してください。

イ 聴覚障害者向け専用ファクシミリ

ファクシミリ: 03-5285-8080

受付時間:毎日24時間

○ 東京消防庁救急相談センター (#7119) https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/kyuu-adv/soudan-center.htm



○ 東京版救急受診ガイド (WEB 検索サイト)
https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/tfd/hp-kyuuimuka/guide/main/index.html



○ 子供の健康相談室(#8000)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/k_soudan.html



2 都立病院のコロナ後遺症相談窓口について

都立病院に設置していたコロナ後遺症相談窓口については、本年3月29日をもって終了します。各病院の受付終了日時は以下のとおりです。

病院名	受付終了日時							
墨東病院								
多摩総合医療センター	2月20月(公開日)左前11時十四萬日							
多摩北部医療センター	3月29日(金曜日)午前11時まで受付							
多摩南部地域病院								
駒込病院	3月29日(金曜日)午前11時30分まで受付							
大久保病院								
大塚病院	3月29日(金曜日)午後4時まで受付							
東部地域病院								

※コロナ後遺症に対応する医療機関は、 引き続きホームページで公表します。



https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/corona_portal/link/iryokikan.html

3 高齢者施設に対する医療体制強化事業について

高齢者施設と医療機関との連携体制の構築が進んだことや、本年4月以降は通常の医療提供体制へ移行し、新型コロナ患者の入院受入れや診療等を行うこととなることから、「高齢者施設に対する医療体制強化事業」については、本年3月末をもって終了します。

4 感染症専用相談窓口及び即応支援チームの派遣について

高齢者及び障害者入所施設に対する感染症専用相談窓口及び即応支援チームの派遣については、令和6年3月31日(日曜日)をもって終了します。

なお、新規申し込みは令和6年3月31日(日曜日)まで受付を行います(当日の状況によっては対応できない場合があります)。

V 施設の職員に対する集中的検査について

高齢者施設、障害者施設等の職員を対象とする集中的検査は、本年3月末をもって終了します。

なお、抗原定性検査に係る検査報告等については、下記により専用ウェブサイトから 実施いただきますようお願いします。

- (1)検査の実施:令和6年3月31日(日曜日)まで
- (2)検査結果の報告:令和6年4月15日(月曜日)まで

VI ワクチン接種について

新型コロナワクチンの全額公費による接種(特例臨時接種)は、本年3月末をもって終了となります。令和6年度以降は、65歳以上の方等を対象として、秋冬に区市町村による定期接種が行われます。

VIII 治療薬及び入院医療費にかかる公費支援について

患者の急激な負担増を避けるため、令和5年10月以降も一定の自己負担を求めた上で 公費支援を継続してきたところですが、これらの支援については、本年3月末をもって終 了します。

なお、令和6年4月以降の新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費については、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じた負担が発生しますが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなります。

【担当者及び連絡先】

本事務連絡について

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第一課 感染症医療整備担当電話: 03-5320-4347

疫学調査及び即応支援チームに関すること

保健医療局感染症対策部 防疫課 防疫担当

電話: 03-5320-4088

東京都新型コロナウイルス感染症情報システム (MIST) に関すること 保健医療局感染症対策部 医療体制整備第一課 医療体制担当 電話:03-5320-4543

外来医療体制に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課 事業調整担当 電話:03-5320-4179

入院医療体制に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第一課 感染症医療整備担当

電話: 03-5320-4347

高齢者等医療支援型施設に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第一課 施設運営担当

電話: 03-5320-5906

東京都新型コロナ相談センターに関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当

電話: 03-5320-4526

都立病院のコロナ後遺症相談窓口に関すること

保健医療局都立病院支援部 法人調整課 財務管理担当

電話: 03-5320-5870

後遺症に対応する医療機関の公表に関すること

保健医療局感染症対策部 調査分析課 東京感染症対策センター担当

電話: 03-5320-4213

高齢者施設に対する医療体制強化事業に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当

電話:03-5320-5880

施設の職員に対する集中的検査に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課 集中的検査担当

電話:03-5320-7049

ワクチン接種に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課

新型コロナウイルスワクチン担当

電話: 03-5320-4302

医療費公費負担に関すること

保健医療局感染症対策部 防疫課 指導調整担当

電話: 03-5320-4381